

番号	資料名等	頁	第1	1	(1)	ア	質問内容	町回答
1	募集要項	5	第2	5	(5)	ウ	調理設備保守管理業務との記載がありますが、別紙2のスキーム図にありますように調理設備事業者は構成事業者として代表事業者※2のグループに属しております。調理設備保守管理業務は記載間違いとの認識で宜しいでしょうか。	募集要項P10 第3/3/ (2) /キ 調理設備事業者において、「維持管理業務の保守管理・更新業務を担当する調理設備事業者を、構成事業者または協力事業者にするかの判断は事業者の提案に委ねる」としています。別紙2では構成事業者が必須となっているもののみ掲載しています。
2	募集要項	7	第3	2			記載されている事から見学通路、調理実習室は不要と考えて宜しいでしょうか。	契約締結日から15日以内にコリンズ登録をお願いいたします。現場に着手する日から配置技術者の専任開始日とします。
3	募集要項	7	第3	3	(1)	イ	「～それぞれ一事業者とすることも複数の事業者と共同とすることも可能とする。」とありますが、例えば建設事業者は共同企業体（JV）としての参画も問題ないという認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
4	募集要項	7					募集及び選定スケジュール（予定）に関して、優先交渉権者の決定及び公表以降から事業契約の締結までのスケジュールか日にちを明確にご提示ください。	募集要項P4 第2/5/ (4) 事業期間に示した以外確定しておりません。確定次第、代表事業者へ通知いたします。
5	募集要項	8	第3	3	(1)	オ	代表企業について、資格要件がございませんが、構成企業ではなく、協力企業が代表企業となることも問題無いという理解で宜しいでしょうか。	募集要項P8 第3/3/ (1) /オに「代表事業者：構成事業者の中で・・・」とあります。構成事業者の中から配置してください。
6	募集要項	8	第3	3	(1)	オ	代表事業者は町との対応窓口となる一事業者と記載がありますが、構成員、協力会社どちらでも可能であるとの認識でよろしいでしょうか。	No5と同じ

番号	資料名等	頁	第1	1	(1)	ア	質問内容	町回答
7	募集要項	8	第3	3	(1)	カ	構成事業者は町と特定事業を直接契約を締結する事業者との記載がございます。依って、「設計事業者」、「建設事業者」、「工事監理事業者」、「維持管理事業者」、「運営事業者」、「調理設備事業者」の計6事業者であるとの認識でよろしいでしょうか。	募集要項P10 第3/3/ (2) /ク その他に該当する事業者も構成事業者となることが可能です。
8	募集要項	8					事業全体の代表事業者の具体的な定義・役割をご教示ください。	募集要項P8 第3/3/ (1) /オに示すとおりです。グループを統括し、町との対応窓口や事業間の調整等の役割を期待します。
9	募集要項	9	第3	3	(2)	ウ	(エ) 監理技術者配置について 配置予定技術者の従事開始日は工事開始時期又は事業締結日どちらの時点で空いている技術者と考えればよろしいでしょうか。御指示願います。	建設業法に基づく国及び宮城県の取り扱いと同様に現場に着手する日から配置技術者の専任開始日とします。
10	募集要項	9	第3	3	(2)	オ	維持管理事業者の要件として(ア)事業を実施するために必要な許認可等を有していること。とありますが、具体的にどういった許認可を想定しておりますでしょうか。	町として具体的には規定していませんが、業務遂行上で必要と思われる許認可、有資格者等があればご提示お願いします。
11	募集要項	9	第3	3	(2)	オ	維持管理事業者の要件としてHACCPに関する相当の知識を有することは求められていませんが(様式2-18)配置予定技術者の資格・実績(維持管理事業者)の注釈には「※ 「HACCPに関する相当の知識を有している」ことを確認する資料を添付すること。」との記載があります。募集要項を正として扱い、HACCPに関する相当の知識を有していることは必ずしも求めないという考え方で宜しいでしょうか。あるいは、調理設備保守業務、食器・食缶等保守管理・更新業務を行う事業者に求められるものと整理していただくことは可能でしょうか。	ご認識の通りです。様式2-18の注釈が誤植です。HACCPに関する相当の知識を有していることを確認する資料の添付は不要です。

番号	資料名等	頁	第1	1	(1)	ア	質問内容	町回答
12	募集要項	10	第3	3	(2)	キ	「維持管理業務の保守管理・更新業務を担当する調理設備事業者を、構成事業者または協力事業者にするかの判断は事業者の提案に委ねる。」と記載されていますが、調理設備の維持管理業務を行う企業は特定の参加資格要件は無いとの認識でよろしいでしょうか。	調理設備の維持管理業務を行う企業が構成事業者の場合、共通事項の要件を満たす必要があります。調理設備の維持管理業務を行う企業が協力事業者の場合、ご認識の通り、特定の参加資格要件はありません。
13	募集要項	10	第3	3	(3)	ウ	採点基準から地元企業の参加を推奨していることが読み取れます。この点、指名停止を受けている場合でも協力企業としては参加出来ることとなっておりますが、加点要素と成り得るのでしょうか。	要求水準書 第1/4/2) へ、適用法令及び適用基準等で関係基準としている宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱第3条第7項に示されているとおり、元請人は町の指名停止期間中のものとの間で下請契約を締結することはできないとしているため、参加表明時点で指名停止中となっている事業者についてはその時点で参加することはできないこととなります。協力事業者となり得ないため加点がなされないこととなります。
14	募集要項	14	第4	1	(5)	ア	副本2部とは、正本の印影や証明書をコピーしたもので宜しいでしょうか。	ご認識の通り、副本は、正本の印影や証明書をコピーしたものでよいです。
15	募集要項	15	第4	1	(6)		「※提案図面はA3版の簡易ファイル綴じとし、それ以外の提案書については、A4版の簡易ファイル綴じとする。」とありますが、簡易ファイル綴じは2穴リングファイル綴じでよろしいでしょうか？	指定はありません。2穴リングファイル綴じで問題ありません。
16	募集要項	15	第4	1	(6)		「上記のデータを収納したCD-R 又はDVD-R (正1部)」について、格納するデータは様式4-1と様式5、様式6という認識でお間違いないでしょうか。	ご認識の通りです。

番号	資料名等	頁	第1	1	(1)	ア	質問内容	町回答
17	募集要項	15	第4	1	(6)		簡易ファイルの表紙・背表紙への記載文言について、指定があればご教示お願い致します。	指定はありません。ただし、事業者名は記載しないでください。
18	募集要項	15	第4	1	(6)		提案書及び簡易ファイル表紙・背表紙に、グループ名や受付番号等の記載は不要でしょうか。	提案書及び簡易ファイルの表紙へ受付番号の記載をお願いします。番号は、参加資格審査を通過した代表事業者へ連絡します。
19	募集要項	15	第4	1	(6)		提案価格・提案価格計算書（様式4-2・4-3）は1部ずつ提出するという認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
20	募集要項	15	第4	1	(6)		「提案書類提出書（様式4-1）は、1部提出」とありますが、正本1部に綴じて提出するという認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
21	募集要項	15	第4	1	(6)		指定された様式以外に、提案の内容を補足する資料添付資料（配送計画表等）の提出は可能でしょうか。また、提出が可能な場合は両面印刷でもよろしいでしょうか。ご教示ください。	可とします。良識の範囲の枚数（片面1～2枚程度）としてください。
22	募集要項	17	第4	3			提案上限価格をご提示頂いておりますが、施設整備業務と維持管理・運営業務の内訳変更は可能でしょうか。	変更は不可です。
23	募集要項	17	第4	3			施設整備業務と維持管理・運営業務の各提案上限額については、本事業の総予定価格を越えなければ、各業務の提案上限額を超えても問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	No22と同じ
24	募集要項	18	第5	1	(1)	イ	提案内容のプレゼンテーションとありますが、動画の使用は提案者に負担も大きいため、公平性の観点から無しとして下さい。	動画の使用は事業者の提案に委ねます。
25	募集要項	20	第6	3			総食数は記載されておりますが、各年度ごとの一日あたりの提供食数（児童生徒数・教職員数の内訳含む）をご教示ください。	各年度の公募時算定年間給食提供食数を給食提供日数（初年度133日程度、最終年度68日程度と想定）で割り戻した食数となります。

番号	資料名等	頁	第1	1	(1)	ア	質問内容	町回答
26	募集要項	27	別紙1				法令変更により新たな点検制度等が設けられ、本事業の維持管理業務にも該当する新たな点検を行うこととなった場合、追加費用は市のリスクとの認識でよろしいでしょうか。 事業者は、入札時点で、法令変更による点検費用の増加を見込むことは困難です。	法令変更に対応するための増加費用の負担は、町の負担、あらかじめ公表している法令以外の広く民間企業一般に影響を与える法令の変更に基づく増加費用は、事業者負担とします。
27	募集要項	27	別紙1				本事業に直接関係する法令とは、要求水準書P4「1.4.6. 遵守すべき法令等」の記載事項との認識でよろしいでしょうか。また、法令条文の変更ではないが、法令解釈の変更や通達等により、維持管理業務に追加で点検を必要とする事項や、消防等からの行政指導により追加された点検内容も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
28	募集要項	27	別紙1				建設期間中の物価変動リスクについては提示がありますが、維持期間中の物価変動リスクはどのようにお考えでしょうか。	「維持管理・運営期間中における一定の範囲を超える物価変動に伴う事業者の費用の増減」を追記し、両者に「●」を追記します。
29	募集要項	27	別紙1				リスク分担についての質問です。維持管理運営事業に関するリスクについては町と直接契約する維持管理運営事業者内でリスク分担し、維持管理運営事業にかかわらないその他の事業者はそのリスクを負わないと考えてよろしいでしょうか。 またその逆も同じ（維持管理運営事業者はその他の事業者に関するリスクを負わない）と考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
30	募集要項	28	別紙1				設計・調査の調査リスクについて、貴町開示の地盤資料から合理的に推測出来なかった場合の工法変更等による費用増、期間延長についてのリスクは貴町でお願い致します。	ご認識の通りです。
31	募集要項	29	別紙1				事業終了時における施設の性能は、機能及び性能を満足している限りにおいて経年による劣化は許容されるとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。

番号	資料名等	頁	第1	1	(1)	ア	質問内容	町回答
32	募集要項	29	別紙1				大雪により配送の遅延や給食提供ができなかった場合も、町のリスクに含まれる認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
33	募集要項	30	別紙2				事業全体の代表事業者は、設計・建設業務もしくは維持管理・運営業務の代表事業者が兼務可能との理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
34	募集要項	30	別紙2				代表事業者の考え方について質問です。このスキーム図をみると、事業全体の代表事業者が1社いて、その下に設計・建設・監理・調理設備業者で1社代表事業者をおき、維持管理・運営事業者で1社代表事業者をおくことから、合計3つの代表事業者をおくという考えでよろしいでしょうか。	No33と同じ
35	募集要項	30	別紙2				別紙-2のスキーム図に関する記載が募集要項にございません。募集要項、基本協定書等の公募資料との整合性を再度お示し願います。また、契約・協定関係を明確にご提示ください。	募集要項P7 第3/3/ (1) 応募者の構成等を模式図で示したものです。No7も合わせて確認ください。基本協定、事業契約はグループの代表事業者、設計建設監理業務委託契約（別紙-2では設計工事請負契約）は施設整備事業者の代表事業者、維持管理・運営業務委託契約（別紙-2では維持管理・運営委託契約）は維持管理・運営事業者の代表者と締結します。
36	募集要項	30	別紙2				代表事業者が※1、※2、※3とありますが、兼任は可能という認識でよろしいでしょうか。例えばですが、代表事業者※2が代表事業者※1も兼任するや、代表事業者※3が代表事業者※2を兼任するということは可能という認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通り、兼任可能です。
37	募集要項						提案書などの提出の際、提出資料に構成企業の実績や資格の添付が必要ですが、協力企業には必要なしという認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。